

九州佐賀国際空港利活用促進イベント事業補助金 Q&A

1. 事業の申請(申し込み)について

Q1-1. 他の団体から補助金を受けているが、併せて活用することは可能か？

A. 他の補助金と明確に区分経理ができる場合以外は認められません。

Q1-2. 同一団体から複数の事業を申請してもよいか？

A. 当該年度において、1団体あたり1申請のみです。

Q1-3. マイエアポート宣言事業所とはなにか？

A. 九州佐賀国際空港を自分の空港として積極的に利用するという「マイエアポート宣言」をして登録いただくもので、「マイエアポート宣言届出書」を提出後、様々な特典を受けることができます。
詳細は、『九州佐賀国際空港 マイエアポート宣言事業所』で検索ください。

Q1-4. 要件に、「広く一般来場者を対象とした利活用を促進するイベント」とあるが、関係者のみで開催するイベントは対象になるか？

A. 関係者のみで開催するイベントは補助の対象になりません。広く一般の方も参加できるイベントが対象になります。

Q1-5. 参加費を徴収するイベントでも補助の対象になるか？

A. 有償無償を問わず対象になります。

Q1-6. 収益イベントでも対象になるか？

A. 対象になります。ただし、物販等の場合、仕入れに係る経費は補助対象にならないためご注意ください。

Q1-7. イベントの実施期間は？

A. 概ね10日間以内のイベントが対象です。

Q1-8. 団体口座の名義が、会計管理者等の個人名義となっているが大丈夫か？

A. 団体名義の口座ではなく、会計管理者等の個人名義でも差支えありませんが、団体の収支のみに利用される団体専用の口座である必要があります。

Q1-9. 補助事業の全部または大部分を、イベント会社等へ請け負わせることは可能か？

A. 補助の対象となる事業は、申請団体が自ら主催する活動のため、補助の対象となりません。なお、活動の一部を請け負わせる場合でも、委託費が事業全体の3割を越えることはできませんのでご注意ください。

2. 補助対象経費について

Q2-1. 事業実施にあたり必要な備品は補助対象経費として認められるか？

- A. 備品は対象となりません。ただし、長期間の使用に耐えないようなもの(単価が5万円未満)は対象となりません。

Q2-2. 採択された場合、いつの時点から補助対象経費と認められますか？

- A. 補助金交付決定通知日(採択決定通知日ではありません)以降の日付の適切な領収書が補助対象経費と認められます。

Q2-3. 事業を中止する場合、それまでに要した経費は補助対象経費として認められますか？

- A. 天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情により事業を中止する場合、それまでに要した経費は、補助事業者の責めに帰すべき場合を除いて認められます。
(参加者を募集したが人数が集まらなかったため事業を中止するような場合は、自己責任によるものであるため、それまでに要した経費は補助対象経費として認められません。)

3. その他

Q3-1. イベント実施に際して、新型コロナウイルスへの感染症対策は必要ですか？また、その経費は補助対象となりますか？

- A. 5/8～新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行しましたが、国や県の方針に基づいた対応を行います。
また、基本的な感染症対策に係る消耗品の経費(マスク・手袋・消毒液・ウェットティッシュ・割りばし・紙コップや紙皿などの使い捨て食器)は対象経費として認められます。

Q3-2. 企画提案書を提出し採択されていたが、新型コロナウイルス・悪天候・災害等の影響で事業を実施できなくなったため取り下げたい。取り下げるとは可能か。

- A. 仮に、新型コロナウイルス・悪天候・災害等影響で、当初計画していた実施日に実施できなくなった場合は、日程の変更をご検討ください。
事業実施日の延期が困難など、やむを得ない場合は、必要な書類を提出していただくことで取り下げることが可能です。まずは九州佐賀国際空港活性化推進協議会担当者までご連絡・ご相談ください。